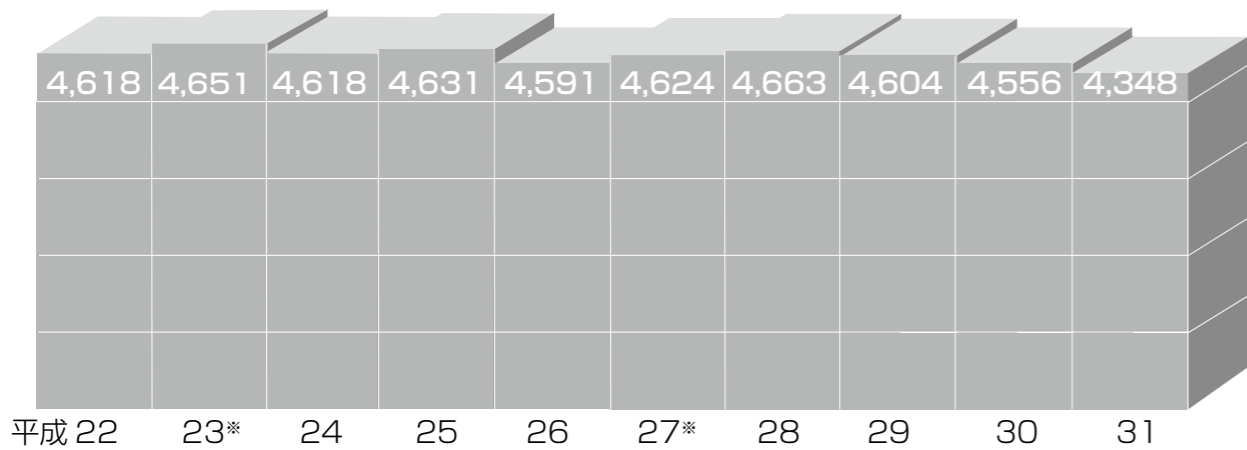


県の予算

県では県民福祉の増進と県民生活の向上を図るため、各種施策を積極的に行っています。

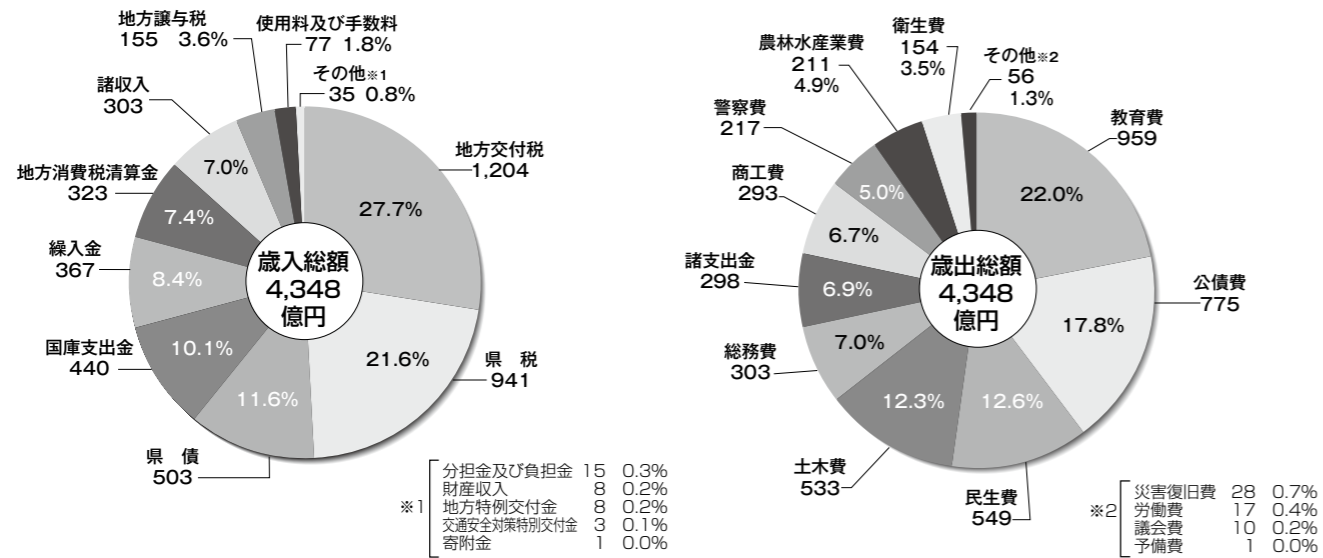
平成31年度当初予算は骨格予算として編成しています。
(新規施策的経費は6月以降の補正予算に計上します。)

■一般会計当初予算額の推移 (単位：億円)



※は、当初が骨格予算のため6月現計数値

■歳入と歳出 (単位：億円)



当初予算 基本的な事務や事業を行うために年度の初めに決められる予算です。

2月～3月にかけて行われる県議会で決定されます。

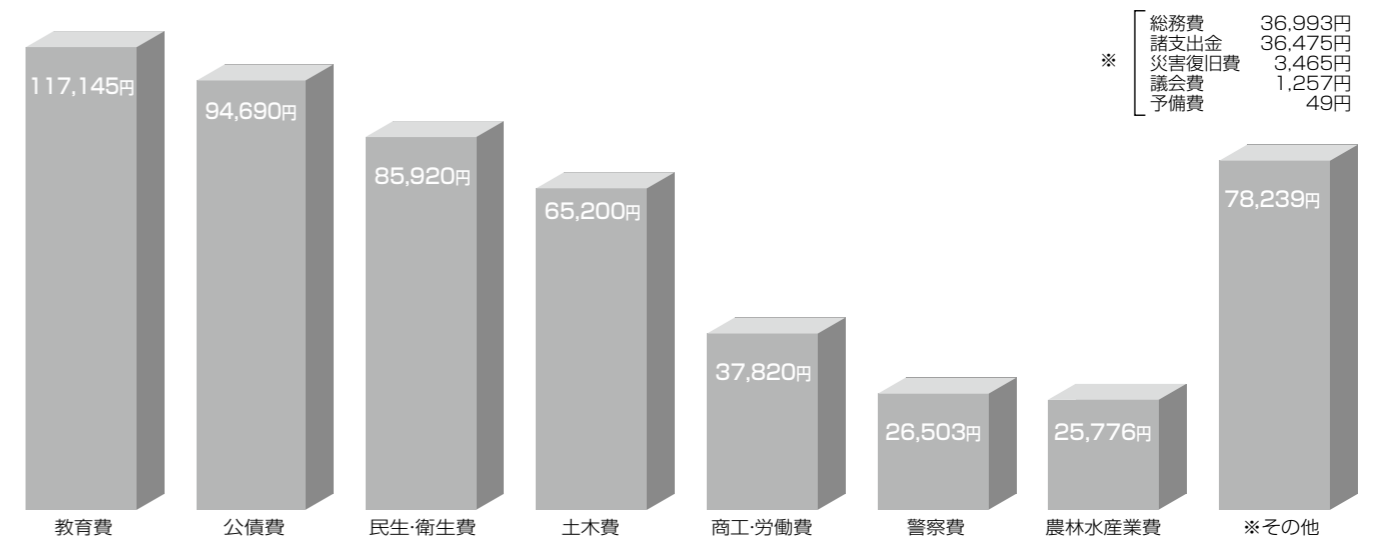
地方交付税 国税の一部（所得税、法人税、酒税及び消費税の一定割合並びに地方法人税の全額）を原資として一定の行政水準を確保するために財源が不足する地方公共団体に配分されるものです。

県債 県が歳出の財源を得るために、国や銀行などから借りる借入金のことです。

国庫支出金 国に関係のある事務の経費や特定の事業を推奨するために国から支出される補助金などです。

繰入金 特別会計や基金から一般会計へ繰り入れるものです。

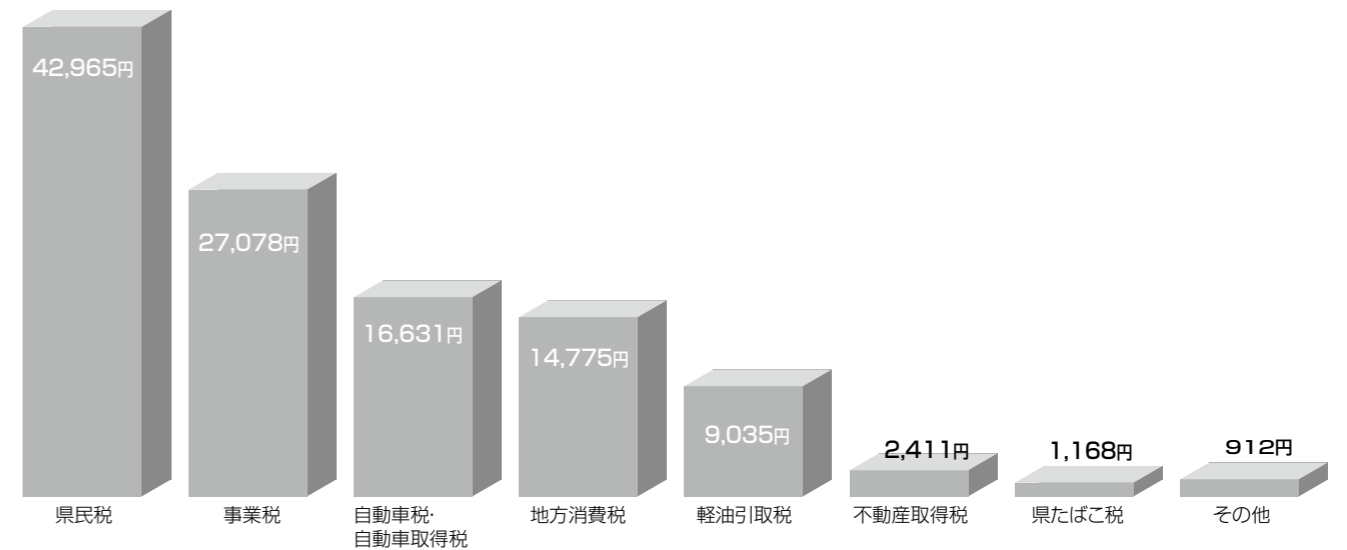
■県民一人当たりの予算額



- 教育費** 教育施設の整備充実などに使われます。
- 公債費** 県債の元利償還金の支払いに使われます。
- 民生・衛生費** 生活に困っている人や高齢者、体の不自由な人のために使われます。
- 土木費** 道路や橋などの整備に使われます。
- 商工・労働費** 商業や工業の振興に使われます。
- 警察費** 安全で安心な生活を守るために使われます。
- 農林水産業費** 農業・林業・水産業の振興に使われます。

(1円未満四捨五入。人口は平成30年10月1日現在、山梨県常住人口調査の推計値による 818,391人)

■県民一人当たりの県税負担額



- 県民税** 県内に住所のある個人または事務所等のある法人にかかります。
- 事業税** 事業を営んでいる個人の所得または法人の所得・付加価値・資本等・収入にかかります。
- 自動車税** 自動車の所有者にかかります。
- 自動車取得税** 自動車を取得したときにかかります。
- 地方消費税** 8%の消費税のうち、1.7%が地方消費税として県の収入になります。
※2019年10月以降は、10%の消費税のうち、地方消費税は2.2%となります。
- 軽油引取税** 軽油の引取等をしたときにかかります。
- 不動産取得税** 土地や家屋を取得したときにかかります。
- 県たばこ税** 卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります。

(1円未満四捨五入。人口は平成30年10月1日現在、山梨県常住人口調査の推計値による 818,391人)